

平成24年度老人保健福祉施設整備計画にかかる留意事項について

平成23年6月 長寿社会室

1. はじめに

三重県では、平成24年度に整備し平成25年度に開設を行う定員30人以上の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設にかかる整備計画を募集しますので、整備計画を提出しようとする法人（新設法人を含む。以下「法人」という。）におかれましては、整備方針や選定方針及び関係法令、三重県健康福祉部老人保健福祉施設整備指導要綱等を十分にご理解のうえ、ご応募ください。

2. 応募窓口について

整備計画書の提出は、施設整備予定地を所管する市町の高齢者福祉・介護保険担当部署となります。提出部数や提出期限は各市町により異なりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。

3. 補助金額について

平成24年度施設整備補助にかかる県予算が未確定であることから、補助単価が減額される可能性もあります。

そのため、整備計画提出にあたっては、別紙「平成24年度老人保健福祉施設整備補助金算出資料」を参考に資金計画をたててください。なお、当該算出資料は整備計画提出に際し、統一した条件で資金計画を審査するために便宜上設定するものであり、この補助金額を確約するものではないためご注意ください。

4. 施設整備予定地について

施設整備予定地については、原則として抵当権など所有権以外の権利が設定されておらず、かつ農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に適合するものであることが前提となります。また、各法令の制限に抵触する場合は、制限が解除若しくは除外されることが、確実であることが必要です。

建築のための法的各種開発規制の有無について、法人自らが所管官庁の担当部局にご確認いただき、特別調書添付書類別紙2を作成して提出してください。

なお、規制の有無等について担当部署を訪問する際には、必ず事前に電話等で担当部署へ連絡し、訪問する日程の調整を行ってください。

5. 書類の提出について

施設整備計画書等の作成にあたっては、例えば整備施設の建物配置図や各階平面図（基本設計）は実施計画の設備機能などが十分確認できるなど、選定審査を念頭にできるだけ詳細かつ適切に行ってください。（特に平面図について、着色による区分等が時々見受けられますが、審査書類は全て白黒印刷による複写を予定していますのでご注意く

ださい。)

なお、提出された施設整備計画書は、三重県情報公開条例に基づき、法人名、その他の情報（個人情報及び法人情報等を除く）が公開対象となりますので、あらかじめご了承ください。

6．公共工事に準じた契約の適正化について

選定を受けて行う施設整備については、本県から補助金を受けるかどうかに関わらず、「三重県老人保健福祉施設整備指導要綱」により、公共工事に準じた契約の適正化が求められます。

7．社会福祉法人を新たに設立する場合について

社会福祉法人の設立認可手続きと施設整備計画書提出の手続きは別個のものとなりますので、法人設立に関する関係法令等を十分に理解のうえ、平行して手続きを進めるようにしてください。

また、本選定を受けても法人設立認可が認められない場合は、本選定そのものも無効となりますのでご注意ください。

なお、整備計画提出時には、「(仮称)社会福祉法人 会設立準備会」、代表者は「設立代表者」として提出してください。

8．今後の日程について（予定）

平成23年	
7月中旬	施設整備予定地を所管する市町への施設整備計画書提出
7月下旬～8月初旬	書類審査・ヒアリング (施設整備予定地を所管する県保健福祉事務所)
9月	老人保健福祉施設整備事前審査会による事前審査
10月～11月	県健康福祉部による選定会議
12月	予備選定結果通知(県市町法人) (以降は予備選定を受けた法人のみ対象)
平成24年	
1～3月	事前協議書の作成、提出(法人県)
3月下旬	本選定結果通知(県市町法人)
4月	補助金内示施設等の公表・法人向け説明会の開催
5月以降	補助金交付申請、工事着工
平成25年	
2月	介護保険法、老人福祉法等の申請手続
3月	竣工
4月	開設、補助金実績報告、補助金支払い

9 . 複数の施設種別による合築計画について

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設（創設）と養護老人ホーム（改築）の合築といった複数の施設種別による整備計画を提出される場合は、施設種別ごとに計画書を作成し提出してください。

また、上記のようなケースは、厳しい県財政のもと創設のみ選定され、改築について補助金が認められない可能性も考慮する必要があることから、その場合の整備希望（改築にかかる補助金が認められなかった場合についても整備を希望する・しない等）について計画書の中に明記するようにしてください。

10 . 禁止事項と欠格事項について

予備選定結果が確定する前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 選定会議の委員等に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合。

書類の提出期限以降、次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更があった場合

本選定以降、次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更があった場合
- ・ 提出された資金計画における自己資金額の確保が確認できない場合
- ・ 整備法人の運営上、反社会的な事由が判明し、施設整備計画の実施が明らかにふさわしくないと判断される場合

11 . その他

整備計画の提出をもって、上記他の公募内容を承諾したものとみなします。